

○国見町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(平成 23 年 7 月 1 日告示第 42 号)

改正 平成 25 年 9 月 1 日告示第 51 号 令和 3 年 5 月 10 日告示第 39 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。）（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、予算の範囲内において建築士等を派遣して耐震診断等を実施することにより、地震に対する住宅の安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所にも所属し、同法第 5 条に規定する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

(対象住宅)

第 3 条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 所有者、賃貸借又は購入予定者が居住する住宅
- (2) 工事の着手が昭和 56 年 5 月 31 日以前にされた戸建て住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造 3 階建て以下の住宅
- (4) 別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅
- (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第 4 条 この告示に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者 1 人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、国見町木造住宅耐震診断者派遣申込書（第 1 号様式）により町長に申込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、その旨を国見町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第6条 派遣依頼者は、前条に定める決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに国見町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 町長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取消することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取消したときは、その理由を付けて、国見町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第8条 町長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担額）

第10条 前条の規定にかかわらず、耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、一の診断につき6,000円を、耐震診断終了直後に当該耐震診断者に支払うものとする。

（業務の委託）

第11条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を専門機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（診断等の結果の通知）

第12条 受託機関は、耐震診断等の結果を、耐震診断等結果通知書（第5号様式）により当該派遣依頼者に送付するものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第13条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第 14 条 耐震診断者及び受託機関は、本事業に関し知り得た個人情報を第三者に漏らし
てはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 耐震診断等に関し、派遣依頼者から第 10 条に規定する費用負担額以外の金銭を受
け取ること。

(2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会
社を含む。）は、当該耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれ
らに類する工事を行ってはならない。

（補則）

第 15 条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 1 日告示第 51 号)

この告示は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 10 日告示第 39 号)

この告示は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

国見町木造住宅耐震診断者派遣申込書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

国見町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 6 条関係)

国見町木造住宅耐震診断者派遣辞退届

[別紙参照]

第 4 号様式(第 7 条関係)

国見町木造住宅耐震診断者取消通知書
[別紙参照]

第 5 号様式(第 12 条関係)

耐震診断等結果通知書
[別紙参照]